

付記事項

1 適用

- (1) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。
- (2) 本付記事項、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書」のとおりとする。

2 CORINS への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関※に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負人に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が土日・祝日・年末年始を除く10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

※ 登録機関：（一財）日本建設情報総合センター TEL 03-3505-0463

3 本工事の発生土をストックヤードに搬出する場合

(1) 搬入建設発生土の種類

- ① 第1・2・3・4種建設発生土（建設発生土利用技術マニュアルの土質区分基準）を搬入すること。
- ② 有害異物が含まれていないこと。
- ③ 廃棄物が混入していないこと。
- ④ 品質管理については、必要に応じてコーン指数試験（ポータブルコーンペネトロメータ測定）、粒土試験、含水比試験を行い監督員の確認を受けること。

(2) 利用時間

- ① 利用日 月曜日～土曜日 8:00～17:00（ただし、12:00～13:00は除く。）
- ② 休日 日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年始年末、盆休み

(3) 利用料金

（一財）茨城県建設技術管理センターが指定する料金とする。

(4) 利用規程について

「ストックヤード利用規則」を参照し、利用手続きに従って所定の手続きを行う。

(5) その他

質疑が生じた場合には、監督員と別途協議する。

(6) 問い合わせ先

（一財）茨城県建設技術管理センター 建設副産物リサイクル事業部
TEL 029-227-5634 FAX 029-227-8558

(7) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と日本統一土質分類を指標とし、表3-1に示す土質基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

表3-1 土質区分基準

区分 (建設省令)	土質区分	コーン 指数 qc ^{※3}	日本統一土質区分		備考 ^{※2}	
			中分類	土質	含水率(地山) wn (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれら に準ずるもの)	第1種発生土	-	{G}	礫	-	・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、建設省令の1ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、建設省令の2ランク下の区分とする。
	第1種改良土		(改良土) ^{※6}			
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及 びこれらに準ずるもの)	第2a種発生土	8以上	{GF}	礫質土	-	
	第2b種発生土		{SF}	砂質土 (Fc=25~50%)	-	
	第2c種発生土			砂質土 (Fc=25~50%)	30%程度以下	
	第2d種発生土		(改良土)		-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種発生土	4以上	{SF}	砂質土 (Fc=25~50%)	30~50%程度	
	第3b種発生土		{M} {C}	シルト、粘性土	40%程度以下	
	第3c種発生土		{V}	火山灰質粘性土	-	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く))	第4a種発生土	2以上	{SF}	砂質土 (Fc=25~50%)	-	
	第4b種発生土		{M}, {C}	シルト、粘性土	40~80%程度	
			{V}	火山灰質粘性土	-	
	第4c種発生土		{O}	有機質土	40~80%程度	
(泥土) ^{※1} (通常の施工性が確保出来ないもの)	泥土a	2未満	S F	砂質土 (Fc=25~50%)	-	
	泥土b		{M} {C}	シルト、粘性土	80%程度以上	
			{V}	火山灰質粘性土	-	
			{O}	有機質土	80%程度以上	
	泥土c		P t	高有機質土	-	

※1 泥土のうち建設汚泥は、廃棄物処理法に定められた手続きが必要である。

※2 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な資料を得られない場合には、日本統一土質分類と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の土質区分を選定し、掘削後、所定の方法でコーン指数を測定して、土質区分を決定する。

※3 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定したコーン指数。(表 3-3参照)

※4 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)に固化材を混合し、化学的に性状を改良したものである。例えば、第3種改良土は、第4種発生土又は泥土を安定処理し、コーン指数4以上の性状に改良したものである。

※5 含水比低下、粒度調整など物理的な処理を行った場合には、処理後の性状で再度判定し、改良土としてでなく、発生土として土質区分を判定する。

※6 第1種改良土は、礫、砂状を呈する。

4 排出ガス対策型建設機械使用の原則化

下記の建設機械は排出ガス対策型を使用することとする。

- ① ブルドーザ、バックホウ、トラクタショベル
- ② ホイルクレーン、マカダムローラ、タイヤローラ、振動ローラ搭載されているエンジンから排出されるガス成分及び黒煙の量は下表の値以下のものであること。

対象物質 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5~15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15~30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30~272kW以下	1.3	9.2	5.0	50

なお、地域条件などにより調達が困難である場合は、監督員と協議を行うこととする。

5 リサイクル関係書類

(1) 再生資源利用計画書

下記の工事については、着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

- ① 建設リサイクル法の対象工事
- ② 土砂を100m³以上搬入する工事
- ③ 碎石（再生碎石を含む）を50t以上搬入する工事
- ④ 加熱アスファルト20t以上搬入する工事

(2) 再生資源利用促進計画書

下記の工事については、着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

- ① 建設リサイクル法の対象工事
- ② 建設発生土を100m³以上搬出する工事
- ③ 廃棄物全体で20t以上搬出する工事

(3) 廃棄物処理計画書

下記の工事については、着工に先立ち作成し施工計画書に添付する。

- ① 建設リサイクル法の対象工事

(4) 再生資源利用実施書

下記の工事については、完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は、発注者へ一部提出、実態調査用にFDを提出、受注者一部保管（工事竣工後1年間）

- ① 土砂、碎石、アスファルト混合物を使用する全ての工事

(5) 再生資源利用促進実施書

下記の工事については、完成書類に添えて発注者に提出する。

作成部数等は、発注者へ一部提出、実態調査用にFDを提出、受注者一部保管（工事竣工後1年間）

- ① 建設発生土、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合物を搬出する全ての工事

(6) 廃棄物処理実施書

下記の工事については、完成書類に添えて発注者に提出する。

発注者へ一部提出、受注者一部保管（工事竣工後5年間）

- ① 建設リサイクル法の対象工事

6 VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の、VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし、指針値を超えた場合は、監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 μ g/m ³ (0.08 ppm)
トルエン	260 μ g/m ³ (0.07 ppm)
キシレン	870 μ g/m ³ (0.20 ppm)
エチルベンゼン	3800 μ g/m ³ (0.88 ppm)
スチレン	220 μ g/m ³ (0.05 ppm)

(参考)

パラジクロロベンゼン	240 μ g/m ³ (0.04 ppm)
------------	---------------------------------------

注) ppm : 100万分の1

7 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため、施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

- ① セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、監督員の承諾した方法により、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。
- ② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、監督員の承諾した方法により、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であること確認する。

8 不正軽油使用禁止

- ① 現場で不正軽油を使用しないこと。
- ② 現場で不正軽油を使用させないこと。
- ③ 不正軽油を購入しないこと。
- ④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑤ 下請契約の相手方又は燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。
- ⑥ 現場で県税事務所職員が行う使用燃料の抜き取り調査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。
- ⑦ 当該工事に関して、法令(地方税法)に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

※ 不正軽油とは、地方税法第700条の22の2の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。

- 1 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの
- 2 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造された軽油
- 3 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油(重油、灯油等)

9 低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

受注者は、1件の請負に付する額1億円以上の工事の発注にあたっては、次の各号に掲げる内容に応じなければならない。

- ① 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事標準請負契約約款に定める下請負人通知書、施工体制台帳、再下請負通知書及び施工体系図の提出に際し、発注者からその内容について、ヒアリングを求められた場合は、応じなければならない。
- ② 受注者は、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、発注者からその内容についてヒアリングを求められた場合は、応じなければならない。
- ③ 受注者は、監督員が当該工事の監督業務を行う際に、監督員の指示により主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。

10 茨城県土木部工事成績評定要領(1件の契約金額が250万円を超える請負工事を対象とする。)における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」

受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時まで所定の様式により提出することができる。

1 1 公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

② 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行われなければならない。

③ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下受注者を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

1 2 過積載による違法運行の防止対策について

工事施工にあつたての注意事項

① 積載重量制限を超過して工食用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。

② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあつては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

④ さし柵装着車、物品積載装置を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

⑤ 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

⑦ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 1 2 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

⑧ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあつては、交通安全に関する配慮に欠ける者、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

1 3 隣接工事における諸経費調整について

隣接追加工事を、現工事の受注者を含む指名競争入札、条件付き一般競争入札又は政府調達に関する協定（WTO）に係る一般競争入札により発注する場合は、下記による。

- ・ 本工事を_____工事（現工事の工事番号及び工事名称）の工事受注者と同一の者が落札した場合は、施工計画の内容により共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）について調整する場合がある。

また、現工事の受注者が落札した場合は、監督員は速やかに受注者から提出された施工計画書及び工程表等に基づき施工計画についてヒアリングを行い、その結果、共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）に関して施設等の現工事との共有あるいは積算上の重複がある場合は、茨城県建設工事請負契約書第 1 9 条の規定に基づき当該部分を減額する設計変更を行うものとする。

1 4 暴力団関係者の排除について

契約の履行にあたっての注意事項

- ① 暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下、「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。
- ② 暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ③ 暴力団等から不当要求を受けた場合は毅然として拒否するとともに、その旨直ちに監督員等に報告し、併せて所轄の警察署に届けでること。

1 5 総合評価方式について

【共通】

- (1) 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。
- (2) 本工事に関する若手技術者の配置計画及び登録基幹技能者の配置計画が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて従業員（登録基幹技能者にあつては元請業者または下請業者の登録基幹技能者の資格者）を本工事に配置しなければならない。
- (3) 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手技術者及び登録基幹技能者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から若手技術者及び登録基幹技能者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- (4) 本工事に関する企業の新規雇用計画（以下、「雇用計画」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は雇用計画に基づいて離職者等を雇用しなければならない。
- (5) 雇用計画に基づく雇用を行った場合、受注者は速やかに書面により監督員に報告し、確認を求めるものとする。また、工事完成日までに新規雇用実績報告書（様式第14-2号）に証明書類を添付のうえ監督員に提出しなければならない。
- (6) 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の雇用計画に基づく新規雇用者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から雇用者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- (7) 受注者の責により計画どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大8点減点する。
- (8) 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

【簡易型及び標準型の場合】

- (9) 本工事に関する施工計画及び技術提案（以下、「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は技術提案等に基づいて施工しなければならないものとする。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし、技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。
- (10) 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- (11) 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- (12) 技術提案等に基づく施工を行った場合に、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係る部分の確認は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

(13) - 1 【簡易型の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は、審査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大8点減点する。

(13) - 2 【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評点を減ずる措置を行う。

① 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$$(100+\alpha) / C = (100+\beta) / C'$$

$$C' = (100+\beta) / (100+\alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

② 工事成績評定の減点 (審査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大8点減点する。)

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価点との差に応じた工事成績評定の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \gamma$$

α : 当初の評定点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

γ : 技術提案に関する部分のみの当初の評価点 (点)

(13) - 3 【標準型（定性評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評点を減ずる措置を行う。

工事成績評定の減点は、審査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大8点減点する。

(14) 技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

16 現場代理人の兼務について (予定価格 3,500 万円 (税込) 未満の場合又は隣接現場などの場合)

(1) 本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面 (様式1) により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

(2) 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

(3) 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となる場合は、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

(4) 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該受注者に係る農林水産部及び土木部並びに企業局発注工事においては原則として兼務を認めない。

現場代理人の兼務届け

営繕課長 殿

受注者名

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
現 場 代 理 人	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先
<p>上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。 なお、両工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理等に留意します。</p>		
工 事 名		
工 事 場 所		
請 負 金 額		
工 期		
工 事 概 要		
発 注 機 関		
監 督 員 職 氏 名	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先

※添付書類：上記2工事に係る位置図、工程表